

指定日までに届出すればOK

震災特例法における 消費税法の特例を読み解く

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「震災特例法」という）が4月27日に公布され、即施行されている（本誌402号参照）。このうち、消費税法の特例としては、阪神・淡路大震災の際と同様、東日本大震災の被災者である法人や個人事業者に対して、課税事業者選択届出書の提出等に係る適用関係の特例が定められている（震災特例法42）。また、これを踏まえ、国税庁は4月28日、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行に伴う消費税の取扱いについて（法令解釈通達）」を公表している（今号21頁参照）。特集では消費税法の特例の概要を図解で紹介する。

課税事業者選択届出書等の提出の特例とは？

震災特例法における消費税法関係では、阪神・淡路大震災での取扱いと同様、(1)東日本大震災の被災者である事業者について、課税事業者選択届出書の提出等に係る適用関係の特例を定める（震災特例法42）、(2)東日本大震災に係る国税通則法の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、当該中間申告書の提出を要しない（震災特例法43）旨の取扱いが手当てされている。

4つのパターン

(1)では、消費税における①課税事業者を選択する場合、②課税事業者をやめる場合、③簡易課税制度の適用を受ける場合、④簡易課税制度の適用をやめる場合については、本来の提出期限である適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなくても、「指定日」までに所轄税務署長に消費税課税事業者選択届出書等を提出すればよいとの特例が設けられている。

対象となるのは、①指定地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）内に納税地を有する事業者、②消費税以外の国税について個別

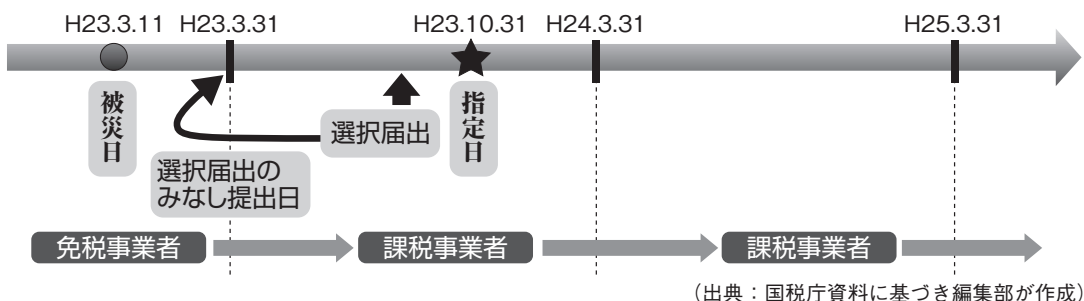
指定を受ける事業者、③①および②以外の被災事業者（指定地域以外に納税地のある事業者で個別に申告等の期限を延長していない事業者）。指定日については、たとえば①では、申告等の期限の延長について別途国税庁告示で定める日とされている（現時点では未定）。

たとえば、免税事業者である3月決算法人が被災した機械装置等を買換えるため、平成24年3月期に課税事業者を選択し、一般課税により申告するケースの具体的な届出等のスケジュールはどうか（図1参照）。指定日についてはまだ明らかになっていないため、仮に平成23年10月31日としておくこととする。

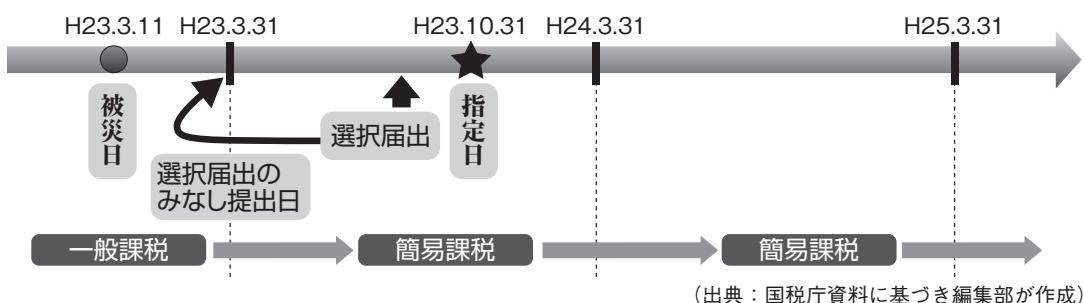
この場合は、平成23年10月31日までに課税事業者選択届出書を税務署に提出すれば、平成23年3月31日までに提出したものとみなされ、平成24年3月期は課税事業者となる。なお、平成25年3月期について、課税事業者の選択をやめる場合には、平成24年3月31日までに課税事業者選択不適用届出書を提出すればよいことになる。

また、3月決算法人が震災により帳簿書類を

【図1】 3月決算法人が課税事業者を選択するケース



【図2】 3月決算法人が簡易課税制度の適用を受けるケース



紛失するなどして、平成24年3月期において、一般課税から簡易課税制度を適用するケースはどうなるだろうか（図2参照）。

この場合についても、指定日（仮に平成23年10月31日とする）までに簡易課税制度選択届出書を提出すれば、平成23年3月31日までに提出したものとみなされ、平成24年3月期は簡易課税制度の適用を受けることができる。

罹災証明書は求めず

なお、届出書については、罹災証明書の添付は求められておらず、参考事項欄または余白に「東日本大震災の被災事業者である」旨を記載すればよいこととされている。特例の対象となる事業者かどうかを確認するためである。

新規設立法人は3年しばりの適用はなし

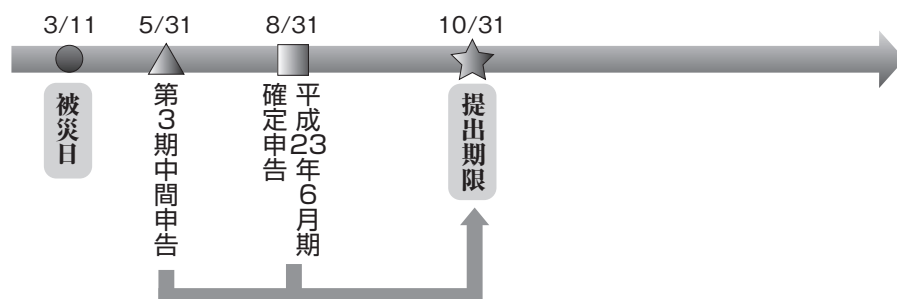
平成22年度税制改正では、アパート等の建設費に係る消費税還付問題を踏まえ、調整対象固定資産（棚卸資産以外の固定資産で100万円以上のもの）の取得に係る仕入控除税額が過大であった場合、当該取得があった課税期間を含む3年間については課税選択が強制されるこ

ととされているが、東日本大震災に係る消費税法の特例の適用を受ける法人については、同制度は適用されない（震災特例法42②）。

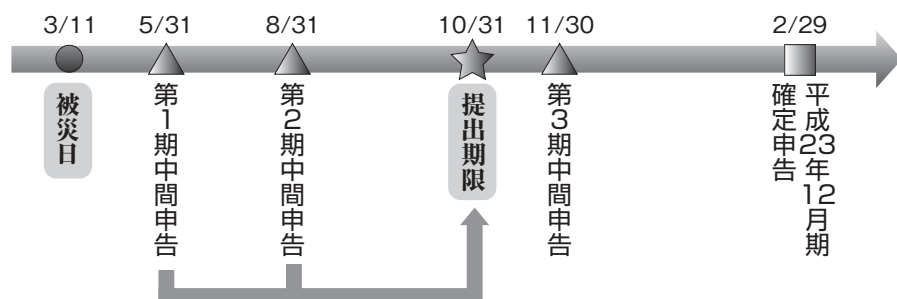
また、平成22年4月1日以後に設立した新設法人（その事業年度の基準期間がない法人で資本金の額等が1,000万円以上）が、基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合には、その課税期間の初日から3年間にについては免税事業者あるいは簡易課税制度を適用して申告することができないこととされているが、東日本大震災に係る消費税法の特例を受ける法人については、同制度は適用されないこととされている（震災特例法42④）。

ただし、国税通則法11条の規定を受けない新設法人については、基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度の終了の日と指定日のいずれか遅い日までに震災特例法42条4項の規定に基づく消費税法12条の2第2項の不適用届出書の提出が必要とされている。

【図3】 6月決算法人(震災特例法の適用があるケース)



【図4】 12月決算法人(震災特例法の適用がないケース)



中間申告と確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合の特例とは？

実質的な意味なし

震災特例法43条では、国税通則法11条の規定による申告期限の延長に伴い、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、その消費税の中間申告書については提出しなくてもよいこととされている。

これは、中間申告書に記載することになる中間申告税額は、同時に提出することとなる確定申告書に記載した税額から控除することになるため、実質的に提出してもらう意味がないためである。

震災特例がない場合は各中間申告書を提出

ただし、年3回、年11回中間申告を行う事業者で、中間申告期限のみ同一の日となる場合については、特例の対象とはならないので留意したい点だ。

中間申告期限が同一となる複数の中間申告については、中間申告対象期間ごとにそれぞれの中間申告書を提出することになる。

たとえば、中間申告を3回と想定し、仮に指定日を平成23年10月31日とした場合の6月決算法人（図3参照）と12月決算法人（図4参照）の適用の有無については以下のとおりとなる。

6月決算法人については、第3期の中間申告期限（本来は5月31日）と確定申告書の提出期限（本来は8月31日）が平成23年10月31日と延長され同一となるため、第3期の中間申告書の提出はしなくてよいこととなる。

一方、12月決算法人については、第1期および第2期の中間申告書の提出期限（5月31日と8月31日）は、平成23年10月31日まで延長されることになるが、当該課税期間に係る確定申告書の提出期限である平成24年2月29日とは同一にならないため、震災特例法の適用はなく、それぞれの中間申告書の提出が必要になるので留意したい。